

地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。地方消費税交付金は一般財源であり、令和6年度において世田谷区では、以下のような施策に一般財源として活用しました。

◆令和6年度決算における税率引上げ分の地方消費税交付金決算額 143億円

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

○世田谷区における税率引上げ分の地方消費税交付金の使途 (単位：億円)

事業	令和6年度決算額	特定財源	一般財源
社会福祉	1,314	755	559
障害者福祉事業	326	171	155
高齢者福祉事業	22	10	12
児童福祉事業	747	409	338
生活保護扶助事業	219	166	54
社会保険	279	49	230
国民健康保険事業	79	34	44
後期高齢者医療事業	95	11	85
介護保険事業	105	4	101
保健衛生	90	20	70
疾病予防対策事業	69	10	59
健康増進事業	21	10	10
合 計	1,683	824	859